

退職された皆様へ

株式会社メディカルパートナー京都

このたびはご就業いただきましてありがとうございます。
退職に伴う手続きについて、よくある質問をまとめましたので
下記をご一読ください。



☆退職時の書類発行について

- Q. 申請した書類はいつ頃届きますか。
A. 書類により異なります。下記をご覧ください。

【離職票】

最終給与が支払われた後の手続きとなります。
離職票の発行には期間を要しますので、至急発行希望の方はお早めに担当者まで
ご相談ください。

【源泉徴収票】

最終給与が支払われた後の発行となります。最終給与の給与明細と共に送付します。
退職日前の発行・複数枚の発行はできません。原則、再発行はできませんので、
使用の際はコピーをとるなどでご対応下さい。

【社会保険資格喪失証明書】

退職日以後、発行いたします。
保険証の返却が必要ですので、必ず返却してください。



☆雇用保険に加入されていた方

- Q. 雇用保険証の再発行は可能ですか。
A. 基本的には再発行は受け付けておりません。ただし、氏名など情報変更がある場合
再発行の手続きが可能です。

Q. 次の会社で雇用保険に加入します。喪失手続きはいつになりますか。

A. 退職日以後手続きを行います。

ハローワークから雇用保険喪失証明書が弊社に戻り次第ご郵送いたします。
離職票をご希望の場合は、原則、最終給与支払い後に同時手続きとなります。

☆社会保険に加入していた方

Q. 退職日以後、病院に行きたいのですが、どうすればよいですか。

A. 退職日以後、保険証は使用できません。保険証を持っている場合は、至急ご返送ください。保険の切替をして、新しい保険証を使用してください。

Q. 退職後の保険の切替はどうしたらよいですか。

A. 下記を参照の上、該当する手続きを行って下さい。



【健康保険】

退職後		加入先	手続き先	必要書類
再就職先で加入する		再就職先の健康保険機関	再就職先の会社	
再就職しない／再就職先で保険加入しない	国民健康保険に入る	国民健康保険	お住まいの市区町村役所 (国民健康保険窓口)	社会保険喪失証明書
	家族が加入する保険の被扶養者になる	家族が加入する健康保険機関	家族が加入している健康保険機関	保健機関により異なる

※健康保険の任意継続をご希望の方は、退職後 20 日以内にご自身でお手続きいただく必要がございます。弊社では手続きができかねますので、下記電話番号までお問合せください。

【問い合わせ先】全国健康保険協会京都支部 [Tel.075-256-8631](tel:075-256-8631)

※任意継続をすると、新しい保険証が発行されます。現在の保険証は使用し続けることはできませんので、ご注意ください。

【厚生年金】

退職後		加入先	手続き先	必要書類
再就職する		再就職先の厚生年金	再就職先の会社	
再就職しない／再就職先で保険加入しない	国民年金	国民年金	お住まいの市区町村役所 (国民年金窓口)	社会保険喪失証明書
	配偶者が加入する厚生年金の保険者になる	配偶者が加入する厚生年金の保険者になる	配偶者の勤務先	

その他、ご不明点がございましたら、各担当者までご連絡ください。

「LINE」を使用してのお問い合わせも可能ですので、ご活用ください。